

－ 審査事務規程の一部改正について（第2次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成28年8月5日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」に基づく規則のうち、新たに「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第51号）」が採択されたこと及び「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第100号）」において電力により作動する原動機を有する自動車に搭載された充電式エネルギー貯蔵システム（REESS：Rechargeable Energy Storage System）にかかる基準が適用されたことに伴い、自動車の型式の指定等に係る審査時の規定を改正します。（別添1）
2. その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347